

農村災害復旧専門技術者の役割と活動

1. 農村災害復旧専門技術者の役割

近年、災害が多発する傾向にあるが、災害復旧事業の事業主体である市町村等では技術者の不足等から、大規模災害発生時等には災害復旧に適切に対応できる体制が不十分な状況である。このため、農村災害復旧専門技術者は、迅速かつ的確な災害復旧を行うために、これまでの災害復旧等に関する豊富な技術体験を基に、市町村等の要請を受け以下の活動を行う。

- (1) 一般に大規模災害発生時には、県内外から被災市町村に職員の派遣等の応援が行われるケースが多いが、それだけでは十分に対応できない業務や技術面を支援する。これは、不足する人員を補足し被災市町村と連携して迅速に対応するという面と、災害に不慣れな市町村担当者、応援職員、コンサルタント等がいる場合に技術的助言を行う面の両方がある。
- (2) 被災地等に在住する農村災害復旧専門技術者にあっては、他の県、市町村等からの応援技術者（行政職員及び農村災害復旧専門技術者を言う）に対し、被災地域特有の災害の状況や災害復旧工法等の情報提供等を行う。

2 農村災害復旧専門技術者の具体的活動

以下の事項に関し、被災した市町村からの依頼を受けて活動を行う。

(1) 農地・農業用施設の被災状況等に係る情報提供等

被害状況報告書（速報）等の作成に必要な、被災状況の把握、写真撮影等に関し、市町村災害担当者、コンサルタント等に対する技術面での助言・指導を行うとともに、必要に応じ可能な範囲でそれらを実践し調査結果としてとりまとめ、市町村担当者へ提供する。

(2) 応急措置に係る技術支援

被災した農地・農業用施設に関して、応急対策や地域の安全確保を図るための具体的措置について、市町村災害担当者へ技術的な助言を行う。

また、被害拡大・二次災害の防止の観点から、専門家の派遣要請の要否について、市町村等に対し助言を行う。

(3) 市町村の災害復旧業務に係る技術支援

災害復旧業務に係る調査・測量・設計書作成等に対する技術的な判断、災害復旧制度の運用等に関して、市町村災害担当者、コンサルタント等へ助言を行う。

（設計書作成の実務はコンサルタント等が請け負うのが通例であることから、農村災害復旧専門技術者の活動対象には含めない）

(4) 応援技術者への技術支援

被災地等に在住する農村災害復旧専門技術者にあっては、現地の地理的な状況、被災地域独自の復旧工法、被災施設の既存資料等当該地域に特有の災害復旧に関する留意事項等の情報を応援技術者に提供し、円滑に活動できるよう支援を行う。

(5) その他派遣要請自治体からの指示に基づく事項

3 技術者の認定

(1) 認定等の必要性

- ① 農村災害復旧専門技術者は災害復旧に係る復旧工法の技術的な助言等を行うことから災害復旧に関して必要な一定の技術力を有していることが必要である。このため、災害査定等の実務経験を有する技術者において、災害査定の最新情報・技術等に関する講習を受け試験を行った上で、認定、登録することが必要である。
- ② また、市町村から技術者の要請があった場合に、速やかに適任者を紹介するために、認定、登録された技術者の経歴、対応可能な業務等を登録しておくことが必要である。
- ③ その際、一般の閲覧が可能な範囲は、技術者の氏名 に止め、現住所、電話番号、経歴、対応可能な業務等は個人情報として各事務局が適切に管理する。

(2) 認定等の要件

- ① 農地・農業用施設の防災や災害復旧に係る適切な指導・助言等を行うためには、農地や農業用施設の構造、農業利水や農業用施設の維持管理の特徴等を踏まえている必要があり、農地や農業用施設の設計・施工・管理等に関する豊富な知識と経験を有していることが必須である。

- ② 以上を踏まえ、農村災害復旧専門技術者の認定要件は以下とおりとし、最終的には農村災害復旧技術者認定運営委員会（以下「認定委員会」という）の意見を聞いた上で決定する。

[経験] 公共事業の設計、積算、施工等の実務経験が 10 年以上（うち農業農村整備事業にかかる期間が 5 年以上） で且つ以下のいずれかに該当する者

- ア 災害査定官経験者（本省及び農政局）
- イ 農地、農業用施設等の災害査定に係る業務（査定・随行で 3 日以上の業務を 1 回とする）経験 3 回以上
- ウ 行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当 4 年以上
- エ 農地、農業用施設等の災害復旧設計書作成（技術士、農業土木技術管理士、RCCM（農業土木） の資格を持ち管理技術者として） 3 件以上

[講習] 災害復旧技術向上のための講習（以下講習という）の受講を了した者

[試験] 災害復旧に関する小論文を提出し、災害復旧業務にかかる一定水準以上の技術力を有していると認められる者

[審査] 認定委員会の意見を聞いて認定する

(3) 認定委員会

- ① 農村災害復旧専門技術者の認定を統一的かつ中立的に行うため、認定委員会を設置する。
- ② 認定委員会において、資格要件、認定審査等、適切な技術者認定を行うため必要な事項について審議する。

4 技術者の登録・紹介

技術者が認定を受けた後、実際に活動をするために、登録、紹介をする必要があるが、それについては以下に説明する農村災害支援協議会等により進めることとなる。

(1) 技術者の登録・名簿の管理

- ① 都道府県に設ける農村災害支援協議会等の事務局（都道府県土連等）は、認定を受けた各都道府県の技術者の登録を得て、名簿を作成し管理する。
- ② 農政局管内等のブロック単位で設けるブロック農村災害支援協議会の事務局（都道府県土連等のブロック代表）は、認定を受けたブロック内の技術者（国の職員、元職員）の登録を得て、名簿を作成し管理する。
- ③ 技術者としての登録は、5年ごとに更新するものとする。

認定者が更新をするためには、「災害復旧技術向上のための講習」を2回以上受講しなければならない。（別添認定規定参照）

(2) 紹介の方法

- ① 災害が発生した市町村等で、円滑な災害復旧のため技術者の支援が必要と判断する場合は、所属する各都道府県農村災害支援協議会（事務局）に災害復旧専門技術者の紹介を要請する。要請を受けた協議会は登録された技術者に問い合わせをし、技術者が対応可能である場合は、要請のあった市町村等に紹介する。具体的な調整は当事者間（市町村等と技術者本人の間）で行う。
- ② ブロック内での調整が必要になった場合は、各都道府県農村災害支援協議会の属するブロック内で連携し要請に対応する。
- ③ 全国調整が必要な場合は、市町村から各都道府県協議会・ブロック協議会を通じ全国事務局（全土連）に要請。全国事務局から各県協議会に照会。その後、当事者となる各県協議会間で調整を行い、その後は必要に応じ隨時連絡調整を行う。

(3) 支援に係る費用

災害復旧支援等の業務について、支援を要請した市町村が必要に応じ経費（保険料・交通費・宿泊費等の実費）を負担する。

(4) その他

農村災害復旧専門技術者は、平素から技術研鑽に努めることが重要であり、認定後においても出来る限り「災害復旧技術向上のための講習」を受講する等技術研鑽に努めるものとする。